

平成25年（行ウ）第10号 損害賠償等請求事件（住民訴訟）外3件  
原告 河濟盛正 外  
被告 山口県知事

## 求 釈 明 申 立 書

2015（平成27）年12月15日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	田 川 章 次	
同 訴訟代理人弁護士	内 山 新 吾	
同 訴訟代理人弁護士	小 沢 秀 造	
同 訴訟代理人弁護士	堀 良 一	
同 訴訟代理人弁護士	永 井 光 弘	
同 訴訟代理人弁護士	浅 野 正 富	
同 訴訟代理人弁護士	嶋 田 久 夫	
同 訴訟代理人弁護士	丸 山 明 子	
同 訴訟代理人弁護士	仁 比 聡 平	
同 訴訟代理人弁護士	石 口 俊 一	
同 訴訟代理人弁護士	則 武 透	
同 訴訟代理人弁護士	米 倉 大 樹	
同 訴訟代理人弁護士	内 山 傑 史	
同 訴訟代理人弁護士	平 尾 真 吾	

## 1 文書送付嘱託と被告による文書の送付

御庁から被告に対し平成27年10月2日付けであった文書送付嘱託に対し、被告は10月22日に、原告の平成26年6月27日申立分について10通、同年8月9日申立分について2通合計12通の文書を御庁に送付した。

しかしながら、この12通の文書のうち中国電力株式会社からの設計概要変更と工事竣工機関伸長許可申請書についてはかなりの部分そのまま提出されている。しかしながら、その余の文書については殆どが黒塗りされた文書が提出されている。

この文書を黒塗りとしたに理由について、被告は「山口県文書公開条例において非開示事項とされている法人等情報や意思形成過程情報を含むため、同条例の判断基準に基づき、該当部分を黒塗りとしています。」と述べている。

## 2 求釈明

(1) 本件文書送付嘱託は、行政事件訴訟法第7条、民事訴訟法第226条に基づいてなされたものであり、被告のいう山口県文書公開条例に基づいてなされたものではない。それにも拘わらず、被告は前記訴訟法とは無関係な山口県情報公開条例に基づいてこのような黒塗り文書を作成して送付した理由を明らかにされたい。

原告らは、すでに山口県情報公開条例に基づいて文書公開された甲9号証の1乃至6の文書を書証として提出済みである。よって、原告らが裁判所の文書送付嘱託を求めたのは、黒塗りされた文書ではない元の文書そのものである。それにも拘わらず今回黒塗りの文書を提出したことは文書送付嘱託の趣旨に反するものである。

(2) また、被告のいう山口県情報公開条例を前提としても、被告の主張する理由は成り立たない。すなわち、被告が黒塗りした理由としてあ

げている2点は、同条例第11条3号、5号の規定に基づくものと推定される。

しかしながら、3号の規定については「公開することにより当該法人に不利益を与えるおそれがあるもの」という制限が加えられている。被告が今回提出した文書の中で殆どが黒塗りされていない1番目の文書は中国電力株式会社の作成したものであるが、これが問題とならないのに、黒塗りされた文書の中に同社に不利益を与えるおそれがあるようなものが入っている等とは到底考えられない。

次に、5号の「意思形成過程情報」によるものである。この点については、被告のホームページ中「情報公開制度」の項の中で、「山口県情報公開審査会の答申」が掲載されている。その中で、本書面別紙1で「答申第45号」、別紙2で「答申第54号」を引用する。いずれの答申も被告が本件同様に「意思形成過程情報」として開示しなかった部分について開示するよう求めている。これらの答申に照らしても被告が本件の送付嘱託文書を黒塗りし不開示としたことは許されない。

よって、これら答申を踏まえて、本件嘱託文書を黒塗りして不開示としたことの正当性について釈明されたい。